

第3次熊本県建設産業振興プラン

～魅力ある建設産業を目指して～

平成31年(2019年)3月

熊本県土木部

目次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 プランの対象	1
3 プランの期間	1
第1章 本県の建設産業の現状	2
1 建設市場の動向	2
2 建設産業の動向	3
3 県の投資的経費の推移	5
第2章 本県の建設産業が抱える課題	6
1 人材の確保の現状	7
2 経営面の現状	17
3 地域インフラ維持の現状	20
4 県内建設産業の課題	22
第3章 「新熊本県建設産業振興プラン」(前プラン)の取組実績	24
第4章 基本目標と取組みの方向性	28
第5章 県の支援策	30
1 将来の建設産業を支える人材の確保・育成	31
2 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業	34
3 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業	37
用語の解説	39

はじめに

1 策定の趣旨

建設産業は、インフラ（社会基盤）の整備や維持管理、災害時の復旧・復興などを通じて県民の安全安心に寄与するとともに、地域の雇用・経済を支える本県の重要な産業です。

これまで県では、平成 16 年（2004 年）3 月に「熊本県建設産業振興プラン」、平成 22 年（2010 年）12 月に「新熊本県建設産業振興プラン（以下「前プラン」という。）」を策定し、技術と経営に優れ、社会に貢献する建設企業に対して経営改善等の自助努力を支援し、また、透明で公正な市場環境づくりのため建設市場環境の整備を行ってきました。

この間、国では、公共工事等の品質確保とその担い手の確保を実現するため、平成 26 年（2014 年）に「公共工事品質確保促進法」、「公共工事入札契約適正化法」及び「建設業法」の担い手 3 法の改正が行われ、国を挙げてダンピング対策の強化や契約の適正な履行の確保、建設工事の担い手の育成・確保などの取組みが進められてきました。

近年、県においても、全産業的な生産年齢人口の減少による「人材確保競争の激化」「技術・技能の承継の懸念」など、建設産業の担い手の確保が喫緊の課題となっており、地域インフラの日常的な維持管理や除雪等を行う「地域の守り手」としての役割を果たすことが困難になりつつあります。

また、平成 28 年（2016 年）4 月の熊本地震に係る復旧・復興といった災害時の対応や平成 28 年（2016 年）12 月の高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策など、建設産業の社会における役割や重要性が再認識される中で、地域の対応力の低下への懸念が高まっています。

更に、熊本地震発災により大幅に増加した建設需要の収束に伴う復旧・復興後の建設投資の減少にも留意が必要です。

このように、今後の県内建設産業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されるため、県内建設産業の現状を把握するとともに、前プランの分析・課題整理等を行い、県内建設産業が、県民の生活を支える社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する担い手としてあり続けるために、新たな建設産業振興の方向性を示す「第 3 次熊本県建設産業振興プラン」を策定することとします。

2 プランの対象

熊本県内に主たる営業所を置く建設企業を主な対象とします。

3 プランの期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 か年を計画期間とします。